

『虐待かも』と思ったら、**迷わず相談・通報**をお願いします。

相談・通報先

【児童虐待】 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

岩沼市子ども福祉課 ☎0223-23-0529

【障害者虐待】 岩沼市 社会福祉課 ☎0223-23-0509

【高齢者虐待】

岩沼市 介護福祉課		☎0223-24-3016
〔玉浦小学校区〕	マリンホーム 地域包括支援センター	☎0223-25-6656
〔岩沼西小学校区〕	岩沼西 地域包括支援センター	☎0223-36-7266
〔岩沼小学校区〕	岩沼市社会福祉協議会 地域包括支援センター	☎0223-25-6834
〔岩沼南小学校区〕	南東北 地域包括支援センター	☎0223-23-7543

虐待の種類と具体例

虐待の種類	子ども	障害者	高齢者
身体的虐待 身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体の動きを抑制すること。	<ul style="list-style-type: none"> 平手打ちする 殴る、蹴る 壁に叩きつける つねる やけどさせる 打撲させる 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、部屋に閉じ込める等） 	<ul style="list-style-type: none"> 褥瘡ができています 	
心理的虐待 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> 激しくゆさぶる 長時間外に締め出す 投げ落とす 風呂にしずめる、布団蒸しにする等窒息につながる行為 		<ul style="list-style-type: none"> 「バカ」「あほ」等の侮辱する言葉を浴びせる 怒鳴る、ののしる、威嚇する、脅す、暴力をほのめかす 悪口を言う 仲間に入れない 人格をおとしめるような、恥をかかせる扱いをする 話しかけているのに意図的に無視する 心中や自殺を強要する

虐待の種類	子ども	障害者	高齢者
心理的虐待 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの前でDVや、兄弟への虐待を目撃させる ・他の兄弟との極端な差別 		
ネグレクト (放棄・放置) 身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・排泄の介助をしない ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校やサービス事業所等に行かせない ・必要な医療や福祉サービスを受けさせない、制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・親の監護なく自宅に放置する (安全管理を怠る) 		
性的虐待 性的な行為やそれを強要すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・性交、性器を見せる、又は接触させる ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する ・下半身を裸にして放置する 		
経済的虐待 本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・年金や財産収入、賃金を渡さない ・財産や預貯金を処分、運用する ・経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用させない 		

※児童虐待防止法では、児童のしつけに際して、体罰（罰として叩く、長時間正座させる、他の兄弟と比べる、食事を抜く等）を加えることを禁止しています。

・通報は、匿名でもかまいません。通報者のプライバシーは守られます。
 ・提供された情報が間違いであっても罰せられることはありません。